

見逃さない!

◎問い合わせ先：企画政策課  
策推進係 ☎内線245



100万円以下の罰金

■虚偽の届出や届出ない場合

6カ月以下の懲役または

100万円以下の罰金

■届出提出の時期

契約締結日を含め2週間以内

■提出先 土地の所在する市町村

①市街化区域

↓2千㎡以上

②①を除く都市計画区域

↓5千㎡以上

③①・②以外の区域

↓1万㎡以上

契約締結日を含め2週間以内

■提出先 土地の所在する市町村

①市街化区域

↓2千㎡以上

②①を除く都市計画区域

↓5千㎡以上

③①・②以外の区域

↓1万㎡以上

契約締結日を含め2週間以内

■提出先 土地の所在する市町村

①市街化区域

↓2千㎡以上

②①を除く都市計画区域

↓5千㎡以上

③①・②以外の区域

↓1万㎡以上

契約締結日を含め2週間以内

■提出先 土地の所在する市町村

①市街化区域

↓2千㎡以上

②①を除く都市計画区域

↓5千㎡以上

③①・②以外の区域

↓1万㎡以上

契約締結日を含め2週間以内

■提出先 土地の所在する市町村

①市街化区域

↓2千㎡以上

②①を除く都市計画区域

↓5千㎡以上

③①・②以外の区域

↓1万㎡以上

契約締結日を含め2週間以内

■提出先 土地の所在する市町村

①市街化区域

↓2千㎡以上

②①を除く都市計画区域

↓5千㎡以上

③①・②以外の区域

↓1万㎡以上

契約締結日を含め2週間以内

■提出先 土地の所在する市町村

①市街化区域

↓2千㎡以上

②①を除く都市計画区域

↓5千㎡以上

③①・②以外の区域

### お知らせ

#### 国土利用計画法の届出制度

土地の適正かつ合理的な土地利用のため、一定面積以上の土地取引について届出制度を設けています。

#### 届出が必要な土地の取引

- ①市街化区域  
↓2千㎡以上
- ②①を除く都市計画区域  
↓5千㎡以上
- ③①・②以外の区域  
↓1万㎡以上

#### 届出提出の時期

契約締結日を含め2週間以内

#### 提出先

土地の所在する市町村

#### 虚偽の届出や届出ない場合

6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金

# 見逃さない!

さっと、見落としがちな「お知らせ」。  
でも大事な情報が詰まっています!見逃さないで!



### 催物

#### 秋の産業祭・垂水市民文化祭について

例年11月に開催している秋の産業祭・垂水市民文化祭は、10月上旬に実施の可否について判断する予定です。詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

#### 問い合わせ先

水産商工観光課商工業推進係  
☎内線266  
社会教育課文化スポーツ係  
☎32-7551

### 相談

#### 労使間トラブル相談会

労働者と使用者の間に生じた労働に関するトラブルの無料相談会を実施します。  
※詳しい内容は、県HPでご確認ください。



▲詳しくは県HPで

#### 問い合わせ先

鹿児島県労働委員会事務局  
☎099-286-3943

#### 特設人権相談所の中 止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、10月12日に予定していた、牛根地区公民館での特設人権相談所の開設を中止します。

#### 相談先

相談は電話またはメールでも受け付けています。

- ①「みんなの人権110番」  
☎0570-003-1110  
(平日8時30分～17時15分)
- ②「女性の人権ホットライン」  
☎0570-070-810  
(平日8時30分～17時15分)
- ③「子どもの人権110番」  
☎0120-007-1110  
(平日9時～17時)
- ④「Telephone Counseling」  
☎0570-090-911  
(平日9時～17時)
- ⑤「インターネットによる人権相談窓口」



▲インターネット相談

#### 問い合わせ先

鹿児島県方法務局鹿屋支局  
☎0994-43-6790

## 高齢者向けスマホ講習会

Pick Up INFO

高齢者等を対象としたスマートフォン講習会受講者を募集します。  
電源の入れ方からLINEの使い方などを学ぶ初心者向けの講習会です。

問 総務課情報統計係  
☎0994-32-1111 (内線353)  
FAX0994-32-6625

- 対象 市内在住の方
- 定員 20名(4名×5組)
- 料金 無料
- 申込方法 電話またはFAXにて、「氏名、電話番号、受講希望の組」をお伝えください。
- 申込期間 10月12日(火)～(申込多数の場合は抽選)
- 日程・場所 右記の表のとおり各組、4日間の受講となります。

組	場所	日程	申込締切
1組	牛根地区公民館	11/1(月)・11/8(月) 11/15(月)・11/22(月)	10/25(月)
2組	新城地区公民館	11/11(木)・11/18(木) 11/25(木)・12/2(木)	10/25(月)
3組	垂水市市民館	12/6(月)・12/13(月) 12/20(月)・12/27(月)	11/15(月)
4組	垂水市市民館	12/9(木)・12/16(木) 12/23(木)・1/6(木)	11/15(月)
5組	垂水市市民館	1/17(月)・1/24(月) 1/31(月)・2/7(月)	11/15(月)

※新型コロナウイルス感染症の状況により日程の変更・中止の場合があります。

### 国民年金 付加年金制度

国民年金付加年金制度とは、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料を納めると将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。

#### 対象

- ①自営業者、無職、アルバイトの方、またはその配偶者などの国民年金第1号被保険者
- ②任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

#### 付加保険料額

月々400円

#### メリット

付加年金額(年額)は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

#### ご持参いただくもの

基礎年金番号又は個人番号のわかるもの

#### 問い合わせ先：市民課市民係

☎内線163

◎問い合わせ：生活環境課☎32-1297

### 身近な疑問に生活環境課がお答えします!

第31回

#### Q.犬を飼うときのルールを教えてください。

#### A.次の3つのルールを意識しましょう。

##### 1 鑑札及び注射済票を着けるのは所有者の義務

狂犬病予防法により、犬の所有者には飼い犬に鑑札および注射済票を着ける義務があります。もし咬傷事故を起こした場合は、速やかに保健所および生活環境課へ届け出てください。



##### 2 日ごとの管理を忘れずに

散歩等を行う場合は、必ず首輪やリードを着けましょう。また、飼養施設や係留器具に不具合がないか日ごろから点検しましょう。

##### 3 最後まで愛情と責任をもって

動物愛護管理法により、ペットの所有者には適切に飼養する終生飼養の責任があります。命を終えるまで適正に飼い続けることができますか考えましょう。